

## 平成20年度男女共同参画審議会第2回会議録

- 1 日時 平成21年2月13日(金) 午前10時～12時
- 2 場所 向日市役所 大会議室
- 3 出席者 竹井委員・大束委員・伊澤委員・工藤委員・仲島委員・松本委員  
上田市民生活部長・河合市民生活部次長(男女共同参画担当)・物部市民参画課長・萬治市民参画課主査 計10人  
(欠席:築山委員、森田委員)
- 4 傍聴者 なし
- 5 議題 (1)平成20年度男女共同参画事業(市民参画課分)について  
(2)平成21年度男女共同参画事業(市民参画課分)について  
(3)表現ハンドブック(案)について

---

### 議事(要約)

#### 1 開会

#### 2 議事

(会長) 会議に入る前に、会議の傍聴についてお諮りします。本日の会議の傍聴を許可してよろしいか。

<異議なし>

<傍聴希望者なし>

#### (1)平成20年度男女共同参画事業(市民参画課分)について

～事務局説明～(萬治)

平成20年度男女共同参画事業報告は本来、平成20年度の事業がすべて終了したのち、平成21年度の審議会でご審議いただくところ、平成19年度の進捗状況報告の公表が、平成20年が半分以上過ぎた12月になったこと、また第2回会議も年度末のこの時期に開催することになったことなどから、この会議でご審議いただきたい。

<資料1の説明>

#### 男女共同参画審議会

本審議会の内容についてあげている。第1回目は昨年10月6日に、会議の公開に関する要綱の制定についてと、平成19年度の男女共同参画プランの進捗状況報告についてご審議いただいた。

第2回目は、本日の会議であることから、今日の議題について掲載しているところである。

#### 男女共同参画庁内推進会議・ワーキンググループ合同会議

男女共同参画審議会とは、市が行う施策について、男女共同参画の形成の視点から検討し、関係各課相互間の事務の綿密な連絡を図るとともに、男女共同参画の形成に関する取組を総合的かつ計画的に進めるために設置され、各課における男女共同参画の形成に関する連絡調整や、総合的な計画の策定及び推進、調査・研究などの事務を所掌すると設置規定に記載されており、ワーキンググループはその下部組織として設置している。

今年度は、2月13日(金)午後から、庁内推進会議をワーキンググループとの合同会議(研修会)という形で、竹井先生にご講演をお願いしているところである。

#### 男女共同参画ワーキンググループ

今年度は、庁内推進会議との合同会議とは別に、表現ハンドブックの作成についての会議を1月に1回開催した。本日、いただいたご意見をもとに、再度ワーキンググループ会議を開催する予定をしている。

#### 表現ハンドブックの作成について

表現ハンドブックとは、市が発行している印刷物(特にイラスト等)について、ジェンダー格差解消の視点で作成するとともに、窓口・電話などの対応時にも、この意識をもって対応できるような職員向けガイドラインとして作成する。また、地域(町内会・PTAなど)において印刷物を発行する際に、ジェンダー格差解消の視点をもって作成していただけるような啓発冊子としての役割ももつものとして作成したいと考えている。作成数は2000部で庁内職員、公共施設配布、地域(自治会・町内会など)に配布の予定である。

#### 男女共同参画週間記念講演会

男女共同参画週間(6月23日~29日)に男女共同参画について広く市民の方に啓発するため、講演会を開催した。

開催日は平成20年6月21日(土)で、場所は市民会館の第1会議室、参加者は40人であった。DVとは、夫婦や恋人間など、親密な関係にあるパートナー間で振られる暴力のことをいうが、高校生など若者の間でも親密な関係になると大人と同じようなDVの問題があり、これを「デートDV」と呼んでいる。

講演会では、この問題について高校や大学でワークショップなどをされているNPO法人アウンジャ相談員の方に「子どもたちが被害者・加害者にならないために」と題して、大人向けに講演をいただいた。

#### 女と男のいきいきフォーラム

男女共同参画の実現を目指し、「女と男のいきいきフォーラム」を実施した。

今年で19回目となり、今年は、世界人権宣言60周年記念事業として、京都人権啓発推進会議(京都府)長岡京市と共催で12月6日(土)に開催した。

この事業は実行委員会形式をとっており、公募で選ばれた市民が毎月会議を開き、企画運営について議論を重ねながら、事業を行った。

実行委員会では12月6日当日の企画・運営のほか、毎年11月に行われた「向日市まつり」や次の7に項目として入れている。「京都ヒューマンフェスタ2008」でのジェンダーチェックアンケートを行い、直接市民の方々が男女共同参画についてどのように考えておられるのかについて考える場もあった。

12月に事業は終了したが、実行委員の皆様には、当日の内容についての報告書(講演録など)の検討をしていただいているところである。

#### 「京都ヒューマンフェスタ2008」への参加

平成20年度の「女と男のいきいきフォーラム」は、世界人権宣言60周年記念事業の一環として京都府と共催で実施したことから、京都府において開催された本事業についても参加をしたところである。

長岡京市と共同で1つ行政ブースを設け、「女と男のいきいきフォーラム」の活動内容と、ジェンダーチェックの実施、パープルリボン運動の啓発などを行った。

行政ブースの運営については、「女と男のいきいきフォーラム」実行委員のみなさんに行っていたいたところである。

#### 女性リーダー派遣研修

10月17日～18日に富山市で開催された「日本女性会議2008とやま」へ市民2名を研修派遣した。

全国から集まる参加者と交流し、男女共同参画についての理解を深めていただくことにより、男女共同参画の取り組みを率先して行う女性リーダーとして地域で活動していただくきっかけとなるよう実施した。

#### 女性のための相談事業

DVをはじめとする女性の様々な悩みについて、フェミニストカウンセラーが相談に応じる女性のための相談事業を行っている。毎月第4水曜日の午後から1人50分で、1回3人までで予約制で実施している。1月26日現在の内訳をレジュメに掲載しているとおりである。

相談件数というのは、女性のための相談を行う第4水曜日にカウンセラーの方の相談を受けられた方の数を表している。

相談内訳は、カウンセラーによる相談を受けられた方の相談内容を表している。1人の方が複数、複数相談内容を抱えられておられる場合もあることから、件数よりも多くなっている。

受付件数とは、市民参画課に女性の相談として予約電話がかかってきた件数と、直接市役所に相談にこられた件数を合わせたものである。第4水曜日に実施する相談枠が3枠と限られていることから、京都府男女共同参画センターなど他の相談機関を紹介している件数や、キャンセルされた方の件数も含まれている。

昨年度の相談の件数と比較すると、実際に相談を受けられた方の数、電話などで問い合わせを受けた件数ともに増加している。これは、市広報で相談の内容について大きく掲載した回数が昨年に比べ多かったことや、女性のための相談カード（名刺サイズ）を作成したことが、相談を必要とされている方への周知につながったものと考えられる。実際に、相談を行っていることを広報で知って相談を受けたという方もおられたという状況である。

#### ～質疑～

(会長) それでは、20年度の特に市民参画課についての説明内容についてみなさんご意見をお願いしたい。  
(委員) 5番目、男女共同参画記念週間講演会について、参加者が40人というのは広報の仕方等に工夫されたことなどはあったか。

(事務局) 5月15日広報の一面に、男女共同参画について大きく掲載し、実行委員募集と講演会のお知らせをし、町内回覧など市民の方の目に届くように工夫をしたが、募集70人で申込が40人であった。

(会長) この内容であれば、PTAの方から流してもらっても良かったのではないか。

(事務局) 中学校にもチラシを配布依頼したところである。

(会長) PTAを通じて全生徒の家庭に是非参加してもらえるような、特に子供を持つ保護者にも役立つ情報であるのに40人ではもったいない。

(事務局) 中学校の先生から、学校でこういったテーマで授業を行いたいとのご意見もあり、是非とも多くの方に参加していただきたかった。

(会長) 学校現場では、特に重要なテーマである。

(委員) 時間帯はどのように設定したのか。

(事務局) 毎年土曜日の午後を実施した。

(会長) デートDVに対する認識がまだ低いということか。

- (事務局) 副題もつけて分かりやすくしたが、まだデートDVについての意識が低いようである。
- (会長) 例年の男女共同参画週間記念講演会は毎年違うテーマであるが、参加者はどれくらいか。
- (事務局) 40～50人である。
- (会長) いきいきフォーラムは毎年たくさん参加者があり知名度もある。実行委員の力も大きいのでしょうか。
- (委員) 10番目の女性相談について啓発のためのカードを作成したということであるが、カードを持ち帰った方の数はどれくらいか。
- (事務局) 各施設にカードを置いている。無くなれば連絡をもらえるようお願いしているが、まだそのような情報はない。
- (会長) カードを見て電話された方があったということで、一定の効果があったことと思われる。相談件数も極端に少ない状態から増加しており、必要とされている方々に情報がいきわたっていると考えられる。
- ここに報告されたのは実施された分であるが、平成20年度のプランの中で市民参画課でできなかったのは資料に入っていないのか。事業として予定されていたものは平成19年度のものと同じであるのか。
- (事務局) そうである。その中で一つ、職員の意識調査を表現ハンドブックに合わせてする予定していたのであるが、平成21年度に市民アンケート調査に合わせて行った方がよいのではと考え、次年度へ先送りにしたところである。
- (会長) 気になることは、男女共同参画センターの整備を図ることについて、毎年の報告が実施できていないとなっていることである。向日市ホームページで市議会の議事録を見たが、市長がはっきりと市民協働センターが男女共同参画センターの機能もつので必要ないと発言している。また市民協働センターを寺戸公民館と併設することになっており、独立した施設を作るのでもない。市長は男女共同参画支援センターの意味を履き違えているのではないか。男女共同参画支援センターの持つ意味を市長は理解されていない。市民協働センターとは市民参画を進める拠点施設であるが、一部機能を代替えできるのでかまわないと思うというのは全然やる気が無いと感じられた。議事録を読んで激しい怒りを感じたところである。次年度のプランを作る時に削る案が出ても私は絶対反対する。しかも市民協働センターについても既存の公民館を代用するだけで、独立した市民協働センターも作る気もない。男女共同参画支援センターの整備については毎年情報の収集を行ったとしか報告されておらず、何一つ踏みだそうという意志が感じられないのは問題ではないか。
- (委員) いきいきフォーラム実行委員会でもそうであるが、男女共同参画事業を推進されている方が、い女性ばかりで、男性へのPRができていないのではないかと感じる。こういうものは両面からいろいろと意見を言い合う形の会議をすることが大事だと考えている。来年21年度事業を推進していく中で市民の男性の参画意識というのをどうやって向上させるかということも視野に入れて考えていただきたい。
- (会長) いきいきフォーラム実行委員でもいらっしゃるので男性の参加者について現状を教えてください。
- (事務局) 委員は11人で男性は一人である。
- (会長) 応募者が少ないということか。
- (事務局) そうである。応募いただいた方は全員に参加いただいている。
- (会長) 応募の段階でどのようにPRしたらよいかということについて何か意見はないか。
- (委員) 関心のある方はいると思う。私も実は全くこういう世界は初めてであったが、前から少し関心を持っていたので、手を挙げさせていただいた。3分の1ぐらいは男性がおられるかと思って応募に行ったら他には誰もおられないということであった。男性委員として参加することでこれからの男性参加者の増加につながればと考えている。
- (会長) ぜひ事業計画の中で何か一つ男性にアピールするものを実施いただけたらうれしい。
- (委員) これまで実行委員での男性の参加者は3人と記憶している。その中で最後まで参加いただけたのは今回が初めてである。他の方は、男性が少なすぎて途中で参加されなくなった。女性が集ま

- って言いたいことばかり言っているのはどうかといったような思いを持たれたようである。
- (委員) 私は、男性委員として実行委員会に参加しているが、意見をよく聞いていただいております、大変よい会であると感じている。
- (委員) いきいきフォーラムの内容そのものは何も女性だけを対象にしているものではない。特に昨年の12月は人権問題と共催する中で行われている。
- (委員) 例えば男性が参加する小さい講座等は市民参画課の担当ではないのか。例えば「働き方を考えよう」といったようなテーマで開催してみてもどうか。そこで興味を持った人にいきいきフォーラムの実行委員として参加していただく形で行えないか。男性側からは女性がやっているというような意識があるように感じる。例えば料理教室とかそういうところで場の提供があれば関心のある男性が集まるのではないか。
- (事務局) 女性団体で男性の料理教室をされているところがある。実施される時にこちらが入って案内でもすればそういった場がもてるかもしれない。講演会の内容も男性に参加していただけるような内容で企画したいと考えている。
- (会長) そのような方々は自発的に活動されているので、さらにいきいきフォーラムに参加となると忙しくなるかもしれない。
- (委員) 全体的に関心のある男性にどのようにしたら来てもらえるのか。他にも地域の活動に男性に参加してもらおうなど、仕事以外のことについて参加できる場がある方がよい。
- (委員) おそらく退職される年代の方の中には何かしたいと考えている方もいると考えられる。市の行事の一つとして例えばボランティアをするための手引きとかによりメニューを示せば、スムーズに参加されるのではないか。最初は時間がかかるだろうが、より向日市の男女共同参画の浸透度が深くなるのではないか。
- (会長) 市民が参加したいと思うような事業が必要である。
- (委員) センターがないと小さい講座が持ちにくいようなことがあるか。
- (会長) 今はそういった活動は公民館を使われているのか。
- (事務局) そうである。主に中央公民館が会場となっている。
- (会長) 市民が地域の活動をしたい時には情報センターのようなものがある。そこへ行けばすぐ情報が見られるような場所であるが寺戸公民館の玄関先では無理ではないか。
- (委員) 寺戸公民館の玄関は生涯学習課の情報一杯おいてあるが、ほとんど誰も来られない状況である。生涯学習に関わるグループの方が相談をうけるために土曜日に詰めているがほとんど来客はない。
- (委員) 公民館には来ないがいろいろな活動をしている方がいる。例えば「おやじ」という男性グループがある。音楽をされたりしているが、公民館を利用される方々ではない。
- (会長) 情報があちこちに散乱している。どこに行ったら説明が受けられるとか交流ができるのかといったような機能をもつのか。
- (事務局) まさにそういう機能を持つのが市民協働センターである。3月から4月当初に設置しようとしている。そこに行けばつながりも持てる情報が取れる場所としたい。そのような意味で男女共同参画センターの機能の一部分があると考えている。
- (会長) 看板をつけるのか。機能があるというだけではなく独立していないといけない。
- (事務局) 新たに設置するのは難しい状況である。その中で役割をはたそうというのが市民協働センターである。
- (会長) 男女共同参画支援を目的にしているのであれば独立していなければならぬ。市民協働センターの機能に重なる部分はあってもその部分しかできないことになる。
- (事務局) 機能の重なる部分で活用していただきたいと考えている。
- (会長) 活用できるかもしれないが、できないものはできない。

- (事務局) 確かにできないものはある。女性相談は市役所で、学習研修は市民会館・中央公民館、啓発は広報紙HP等で行っている。
- (会長) 機能の一部を果たすものとして協働センターが設置されたため、男女共同参画センターはもう設置しないということになっては困る。毎年調査しただけでこれが達成されたとされるのは問題である。
- (会長) 市民協働センターの中に男女共同参画センターの機能を持たせるのであれば、市民協働センター設置のために改修をしてほしかった。
- (委員) 改修も何もしないと聞いているが。
- (会長) その中に閉じ込めないでほしい。議会の議事録とかを読んでいてもこうしたいと言うよりこれで収められませんかというように感じる。予算の問題はあると思うが、市民のために作るという意識をもってほしい。
- (事務局) 公民館の生涯学習機能と市民協働の部分で相乗効果が生まれると考えている。  
ロビーの部分を事務スペースにして、ミーティングは和室、会議室を利用していただける予定である。
- (委員) 市職員は常駐するのか。
- (事務局) そのように考えている。
- (会長) 市民参画課の管轄と生涯学習の管轄の両方になるのか。
- (事務局) そのとおりである。
- (委員) 館の看板を外から見てすぐ分かるように設置してほしい。前まで来て初めてわかるというのでは、分かりにくくて困る。
- (委員) 男女共同参画センターに関しては、少し前進したということか。市民協働センターとともに男女共同参画センターという看板を出すのか。
- (会長) それはない。
- (委員) それは出せるのではないか。機能があるのなら看板を並べてもいいのではないか。
- (会長) 市民には、市民協働センターの中に一部男女共同参画センターの機能を持たせるといったことは分からない。市役所内でそのような考えをもっているということか。
- (事務局) 女性団体の活動をご紹介することが十分可能であると考えている。
- (会長) それでは、単に公民館の会議室を使ってもらっているというのと同じではないのか。全然機能が増えてない。
- (事務局) 団体の情報が集まり、団体間のパイプ役を担うことができると考えている。
- (会長) それでは全く男女共同参画センターの機能ではない。部屋があるということだけある。
- (事務局) 場所だけでなく、職員が団体間の案内ができ、また新たに何かに活動したいと考えておられる方に情報を提供できると考えている。
- (会長) 紹介であれば市役所で行っていることと同じではないのか。紹介というのはセンターの機能の何%か。
- (事務局) 機能の中では限られたものである。
- (会長) それはセンターでなくともできるのではないか。センター特有の機能ではない。看板も掛けないのに機能を含むというのはどうして言えるのか。
- (事務局) 市内でどのような団体が活動をされているのかを紹介できる場であると考えている。
- (委員) 市民協働の場というのは、具体的に言えば市民協働や人権について学習したりする場ではないの

か。

(事務局) もちろん市民協働センターとしての看板を掛ける予定である。

(委員) 市民協働センターは何なのか中身の分かるものはあるのか。

(会長) 生涯学習や人権を扱っている中に男女共同参画がないのはおかしいのではないか。

(事務局) 非常に守備範囲が広いということである。

(会長) 平成20年度の事業に関して他に意見はないか。相談事業については広報等により効果があったということである。

女性リーダー育成について、派遣先の日本女性会議について説明をお願いしたい。

(事務局) 実行委員会が開催され今年度は富山市で開催されたところである。地方行政が持ち回りで毎年開催しているもので、来年度は堺市で予定されている。

(会長) これは行政が主催で実施されているのか。

(事務局) 開催される自治体と実行委員会が主催で実施され、内閣府や都道府県、開催地内の各種団体、新聞社等のマスコミが後援団体として入っている。市では女性リーダー研修として市民の参加を募り補助を行ったところである。

(委員) 平成20年度事業報告の資料は市民参画課分だけなのか。

(事務局) 平成20年度が終わり次第事業報告を各課に照会する予定である。

(委員) 今年のように年度が半分過ぎた9月で10月報告を受けても遅い。審議会の開催日を増やすのは難しいと考えられる。集まり次第郵送してもらえればありがたい。

(事務局) でき次第お送りします。

(会長) 平成20年度事業報告の市民参画課分について他に意見はないか。ではこの件については以上で終了します。

## (2)平成21年度男女共同参画事業(市民参画課分)について

### ～事務局説明(萬治)～

来年度市民参画課が実施する事業の中で主要なものをあげている。

#### 男女共同参画審議会

回数は、今年度と同様に2回を予定している。

現行の男女共同参画プランの計画年数が平成23年3月までとなっていることから、新プラン策定のため市民意識調査を予定していることから、プランの進捗状況に加えて、この内容についてもご審議いただきたく考えている。

#### 男女共同参画庁内推進会議、男女共同参画ワーキンググループ

市民意識調査に加えて、職員意識調査も予定していることから、この内容について会議を開催する予定である。

#### 男女共同参画週間記念講演会

男女共同参画週間(6月23日から29日)にあわせ、男女共同参画について広く啓発するため講演会を実施する。

#### 女と男のいきいきフォーラム

12月の人権月間にあわせ、12月上旬に開催を予定している。

#### 女と男のいきいきフォーラム実行委員会

5月に公募をおこない、6月から月1回会議を開催する予定である。

#### 女性のための相談事業

平成21年度から毎月第2・第4水曜日の2回に回数を増やし実施する。

#### 女性のための相談ネットワーク会議

平成20年1月にDV防止法が改正され、市町村でもDV防止にかかる基本計画の策定と、配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となった。これに伴い市内での連携がより一層必要となることから、次年度も引き続き開催をしたいと考えている。

#### 女性団体懇話会

それぞれの団体でどのような活動をしているのかを紹介し、団体間で連携をとっていただけるよう冊子を作成し配布する予定をしている。

#### 女性リーダー養成研修

各地の女性団体との交流を通じて地域の問題に取り組む女性リーダーの育成をめざし、堺市で開催される「日本女性会議2009さかい」へ市民を派遣する。

#### 平和と人権のつどい

平和と人権のつどいを8月に開催する。

#### ～質疑～

(委員) 8番目の女性団体懇話会について私も毎年冊子を頂いて配っているが、他のグループの顔も知らない。どんな人がおられるのか分からないので一度会議を開催していただきたい。

(会長) 懇話会というものがあるわけではないのか。

(事務局) 以前は、代表の方に参加いただき視察や研修会を行っていたが、ここ数年は開催されていない。懇話会に入っていたいている団体の中には公民館で活動をされている団体もある。女性団体の方々にも市民協働センターの案内をする予定をしている。

確かに男女共同参画センターを設置することは大切なことであるが、財政状況を勘案し、相談は市役所で、学習は市民会館で、交流を市民協働センターで活用していただければと事務局では考えているところである。

(会長) 冊子はこういったところに配布されているのか。

(事務局) 団体交流していただくため各団体の代表者に送付している。団体の代表者の方の電話番号が掲載されているので、広く配布するというのは難しいところである。

(委員) 京都府でもここしばらくは開催されていないと聞いている。向日市でも一度開催してほしい。

(委員) それぞれの団体が独自に活動されているということか。

(委員) 向日市まつりに参加されている団体については、団体の看板を見て分かる程度である。まつりに参加されていない団体もある。

(会長) 参加者の募集とかは各団体で行っているのか。

(事務局) 団体が個々に活動をされており、それをつなぐ場所が向日市内に無い状態である。女性団体に限らず生涯学習団体、NPO団体等も横のつながりもない。そこで市民協働センターを活用し団体間で交流していただければ、一歩前進ではないかと事務局では考えているところである。

(会長) 冊子を見せてもらえないか。

(事務局) 後ほど皆様にお渡ししたい。

(会長) 今、個人情報の関係であまり広く一般に配布してほしくないというのは分かるが、女性団体があることを広く周知しなければ、何かしたいと考えている人が情報を得る機会がなくなり意味がなく



なるのではないか。

(委員) 老人クラブ連合会、商工会女性部とか新婦人の会とか、すごく古い時代の団体がある。

(会長) 婦人というのは地域の女性団体か。

(委員) いくつあるのか。寺戸西婦人会は知っているが、他は分からない。

(委員) こういう会で女性が輝けるのであれば会をもっと宣伝されたり、古い会を自分たち新しくしていく取り組みをされている団体を増やしていくような取り組みが必要ではないか。

(会長) 女性会というのは、婦人会とまた違うのか。婦人会だったのを女性会と名前をかえたのか。

(事務局) 個人情報には本人の同意があれば広く周知することが可能である。懇話会の資料収集の際に、個人情報の扱いについて承認を得たうえで広く広報するようにしたい。

(委員) 人権擁護委員は、個人情報が広く掲載されている。

(事務局) 人権擁護委員は人権相談の窓口となっていたことからの電話番号は必ず掲載することになっている。

(委員) 懇話会に参加している団体の1年間の活動報告について、市で取りまとめを行っているのか。

(事務局) 生涯学習課の方では、補助金等の関係から把握している団体はいくつかあるが、市民参画課から報告を求めたりはしていない。冊子作成の際、活動アピールの文章を依頼しているが特に様式を設けている訳ではない。

(委員) ここに掲載されている団体には補助金がでているのか。

(事務局) 出ていないところもある。

(委員) 補助金のでているところは、きちんと報告されている。私が参加している京都府女性の船のOB会組織はどこかも補助をいただいている。事業を実施するには市役所の方にお知らせをしている。

(会長) 懇話会に何か目的があるのか。必ずしも男女共同参画が目的でもないようである。団体名に女性という名詞がついている団体が参加しているだけのような感じもする。

(委員) 懇話会として情報を集める必要があるのか。

(委員) 団体の支援と書いてあるが、実際は内容と違うものとなっている。

(会長) 書いてあるだけで内容がないのではないのか。

(事務局) 市で行う事業の案内やその他の情報を送付している。

(委員) 学習されているのか。

(事務局) 講演会開催の際に参加いただいている。男女共同参画の学習の場にもなっていると考えている。

(委員) 懇話会の一員であるという自覚はあるのか。市民参画課が重点項目として取り組まれたらどうか。女性相談の件数について10月で倍になっている。庁内ネットワークを組めばいろんな所と連携できるのではないか。

(会長) 項目7番にあげられている相談ネットワークが重要である。女性に関わる問題や児童虐待が隠れていたりすることがある。何か問題が起きると女性の問題と繋がっている。

(委員) 女性団体懇話会を広く市民の方に広め、一緒に活動していかないといけないのではないか。

また、女性相談では市民参画課がリーダーにならないと他の課との連携も難しくなってしまう。

(委員) 平成19年度事業の進捗状況7頁についてであるが、今年度はどれができていないのか。全体として男性の参加が少ないのではないか。男性向けの講座をやるということができていない。このように前年度の事業としてできていないものについて来年度どのようにするかをうかがいたい。

また、施策番号129の男女共同参画の拠点の整備についてであるが、21年度事業計画の中には

あげられていない。どのように事業計画を立てているのか。

- (事務局) 男性の参加が少ないということについては、予算や人員に限りがあり、すべて実施することが困難であることから、毎年重点的実施する内容を決めて計画を立てている。例えば平成20年度であればDVの関係で若者の啓発を企画したところである。皆様にいただいたご意見に沿って、平成21年度企画をしていきたいと考えている。男女共同参画センター設置に関しては、毎年予算要求はしているが、予算の裏づけができず計画として挙げられていないところである。
- (委員) 全体の事業計画の中で盛り込まれたらいいのではないかと。条例にも明示されている男女共同参画の拠点施設の整備(プラン施策番号129)がないというのは問題である。実際に動いているのであればそれを示すべきである。
- (事務局) 男女共同参画センターの情報収集機能を市民協働センターで行えるということによいという考え方が一つあるが、条例には男女共同参画支援センターの設置を目指すという規定があることから、事務局としては、ここにとどまらず男女共同参画支援センターの設置を目指していきたい。まずは市民協働センター利用をしていただき、センターについての報告の仕方を考えていきたいと考えている。
- (会長) 女性懇話会の情報を市民協働センターに取り込んで、希望者に冊子により団体の紹介ができるのではないかと。
- (委員) 昨年できなかったプラン中の施策番号126・127はまさしくその内容である。
- (事務局) 報告の内容には入れていないが、懇話会の中からいきいきフォーラムに参加している方がおられ団体間のつながりは一定程度持っていると考えている。
- (委員) プラン施策番号126のまちづくり協働施策が昨年度も今年度も来年度も出てこないが、これはどういうことか。現行プラン(改訂版)の5年間の計画の中で、来年度4年目になるが、これから2年間に何もできないのであれば、5年間に何もしないことになる可能性がある。
- (事務局) プラン施策番号126・127について、平成13年の男女共同参画プラン策定時には懇話会は年に2回開催しており、エンパワーメント講座等も行っていった。その中から子育て支援の活動団体ができるなど、一定の成果があったが、計画期間を10年間としている中で、予算の削減がされるなど実施ができなくなった事情がある。
- (委員) 財政状況により予算が削られる事があっても、その中でお金を使わない方法で実施しなければいけないのではないかと。基本となる男女共同参画事業がどんどん遅れていくことになる。懇話会なんて予算はいらぬのではないかと。皆を集めて団体がしたいと言われることを、お金でないところでの支援を編み出していく時代である。お金がないからできないのであれば、行政が立ち行かなくなった時は、市民が前に出て懇話会としての活動は続けていかなければいけない。懇話会として参加し役割を持っているのであれば、冊子を作るときに集まってもらうなど、平成20年事業を報告し、平成21年の事業計画を示す等してはどうか。
- (事務局) 市民協働センターが設置されるので、そういうことも念頭にそこでの活動や連携をしてもらうような形で団体の方へ声かけをしていきたいと考えている。
- (委員) 呼びかけるのではなく、代表の方を集められることが大切である。
- (会長) 平成21年度の懇話会冊子は、活動内容、会の目的、昨年の実績報告等があれば見た人が分かりやすいのではないかと。その内容があれば、情報を求めてきた方々に紹介ができるのではないかと。
- (委員) 地域の団体の活動では、単体の活動だが、ネットワーク会議や懇話会というのは団体と団体との繋がりである。掲載されているすべての団体名には女性の文字があがっているが、懇話会で新たな

企画をするときには男性の力も必要であると考え。何か事業を行うので男性の参加をお願いしたいとアピールすることで懇話会もよいものになるのではないかと。

(会長) 団体の中には上部団体があってその女性部というものもあり、いろいろである。設立の経緯も様々であるが、新規の会員の募集はしているのか。

(委員) 若い人は、どこにも参加されていない。単なる仲良しグループはあっても、社会的活動しようという意識が低いようである。

(会長) 活動されているのは高齢層の方が多いということですね。

(委員) 懇話会を作ったのは行政だから設立の趣旨を説明できるような場所が必要なのではないか。会の趣旨はすばらしい。活動内容は冊子の作成のみではないはずである。

(会長) 新たに入りたい団体があるかもしれない。

(事務局) 独自で子育て支援を行い、京都市からも事業を受けておられる団体に声かけをしたところであるが、そこまで手が回らないので辞退したいとのことであった。

(会長) 負担が大きいのではないか。趣旨の理解が不十分のように思う。上手くネットワークができれば、冊子も重要となるはずである。

(委員) 最後に、市民参画課として事業として何ができるかどうかを聞かせていただきたい。男女共同参画センターのことも、私たちが発言している事はどこにどう反映されるのかについてもうかがいたい。

(事務局) 来年度は新プラン策定の作業に入っていかなければならない。懇話会の皆様のご意見を伺う場も1回は持ちたいと考えている。4月から市民協働センターも設置されるので、懇話会会議を開けるよう前向きに検討していきたい。

### (3) 表現ハンドブック(案)について

～事務局説明(萬治)～

表現ハンドブックとは、市が発行している印刷物(特にイラストなど)について、ジェンダー格差解消の視点で作成するとともに、窓口・電話などの応対時にこの意識をもって対応できるような職員向けガイドラインとしての役割、地域(町内会・PTAなど)において印刷物などを発行する際にジェンダー格差解消の視点をもって作成していただけるような啓発冊子としての役割、以上の2つの役割をもつものとして作成する。

男女共同参画プランの中にも施策番号23に「市が発行する広報媒体をジェンダー問題に敏感な視点から見直すため、庁内向けの表現ハンドブックとして作成する」とある。今回作成するハンドブックは職員向けのガイドラインとしての役割とともに、市民向けの啓発冊子としての役割ももつものとして作成したく考えている。

表現ハンドブック作成にあたっての経緯であるが、平成12年度から表現ハンドブック作成のために検討に入り、平成13年度には男女共同参画ワーキンググループで7回会議をもち、素案を作成した。素案の作成にあたっては、行政刊行物(市や国で既に作成されているもの)の男女の表現の仕方について調査を行うとともに、職員がジェンダーについてどのような意識を持っているのかアンケートも行った。

その後、掲載するイラストが作成できなかったことなどから、冊子という形で完成することができないままになっていた。そこで今年度は、平成14年度に作成した素案に修正を加え、冊子として印刷・発行するための作業にはいったところである。

今回の作成にあたっては、素案作成時から時間が経過していることから、情報を更新すべきところがないかワーキンググループ会議で検討し作成した案を本会議資料としてお配りしている。本日皆様にご意見をいただき、その内容をふまえて発行したいと考えている。

資料4が表現ハンドブック（案）である。国や他の自治体で発行されているハンドブックの内容を比較検討し修正を加えたものである。イラストについては、この内容に沿ったものを掲載する予定であるが、まだ作成途中であることから、今回は仮イラストを入れている。

～質疑～

（会長）多様な家族という点においては、シングルペアレントという家族形態もある。父・母・子ども2人というイラストを入れるのはどうかと疑問を感じる。

（委員）職場の中では、パワーハラスメントという問題も起こっている。この案の内容は、情報が古いのではないか。最近の傾向も入れた方がよいのではないか。

（会長）パワーハラスメント防止という視点も盛り込むべきではないかという意見ですね。

（委員）確認ですが、最終的にこのイラストが入るわけではないということですね。

（事務局）そうです。お配りした資料の中に入っているイラストは仮のものです。この内容と同じイメージで新たにイラストを作成し冊子を発行します。

（会長）新たに作成したものについて問題が出てきたときは、どうしたらいいのか。

（事務局）このイメージで新たに作成するのでタッチは変わるが内容に大きな変更はないです。

（会長）4頁のイラストは「家庭は家族が協力して築いています」ではなく、「様々な家族がいます」といった内容にすべきではないか。父・母・子ども2人のイラストを入れるとこれが家族であるというように受け取られかねない。子どものいない家族、3世代同居の家族もあるこのままではバイアス（偏り）があり、これが家族だということについて抵抗を感じる。

（委員）文章はそのまま使用するのか。

（事務局）そうです。

（会長）最終のイラストがないと何とも判断のしようがない。

（事務局）イラストが入った状態で最終案ができた時点で、皆さんに改めて（案）をお送りしご意見を伺うようにしたい。

（会長）微妙にイラストのニュアンスを変えたところに、問題がでてくるかもしれないので、そうしていただきたい。

（委員）印刷はカラーですか。

（事務局）2色を予定しています。

（委員）どういう色になるのかも今の時点では分からないということですね。

（会長）少し色が入ることになるのではないか。

（委員）1頁の「はじめに」の部分が内容として弱いように感じる。

（会長）なぜこの冊子を作成するのかについての理念の部分が弱いということですか。

（委員）冊子を入れる目的・理念があり、結果こういう視点で作成したという内容を入れるべきではないか。

（会長）1頁のキーワードは、なぜここにしているのか。文中に出てくるという訳ではないですね。このキーワードを選んだのかについてもわからない。ガラスの天井というのもあまり中身と関係がないのではないか。

- (委員) 重要な言葉なのであれば、ここに入れる意味もあると思われるが。
- (会長) 「はじめに」とキーワードとの整合性が感じられない。
- (委員) 案の作成の際には、いろいろと調査をされているようであるが、このような表現を現在も職員は使っているのか。この案をみて気づきがあったのかそれとも古いと感じられたのか。
- (事務局) 文章としては、現在言い換え例のような表現を使用して発行物を作成していると思われるが、窓口の対応としては、まだそこまでの意識がいないという印象を受ける。
- (委員) その現実を踏まえて、これを作成するといったことを入れるべきではないか。またこれを市民向けガイドラインとしても位置づけるということなのか。
- (事務局) そうです。
- (委員) 例えば文章として「保護者」と入れていても、発言の際に「父兄」と表現している職員もいる。男性だけでなく女性も「父兄」と発言している場合もある。それが女性を除外する表現であるということに気付いていない、意識としてもっていないのではないか。
- (委員) 8頁の入れ替えチェックの部分ですが、ここに上がっている表現が正しいというのではないですね。正しい表現については9頁に掲載されているということか。
- (会長) 「未婚の父の増加」という表現が掲載されているが、こういった言い方もあり、違和感を感じるまではないのではないか。
- (委員) 「合格者150人(うち男性72人)」という表現の仕方もある。
- (会長) 男性 人、女性 人といったように内訳を両方書くべきであるということ示したいのではないか。
- (委員) 「男の面目」、「女の面目」も両方使うのではないか。これまで「女の面目」といった表現はされてこなかったということなのか。
- (事務局) 従来「女の面目」という言葉はあまり使用されてこなかったもので、これを例として用い、「男の面目」を使用することについて何か気付いてもらえればという趣旨で入れている。どちらの表現の方がいいというものではない。
- (会長) この内容自体の情報が古いのではないか。  
企画されたのがずいぶん前のことであるので、講習会・ワークショップも平成13年頃に行われている。作成された際は、この内容でよかったのかもしれないが、時代により言葉も変化しているのであるから、この辺りも今の時代にあっているかをチェックすべきである。  
例えば「嫁」という表現についても、関西では息子の妻ではなく、自分の妻のことを示すものとして使用されている場合が多い。一種の方言のようなものであるようにも感じる。
- (委員) 中には「かみさん」と表現する場合もある。
- (委員) あらたまったところでは「妻」と表現するが、仲間内では「嫁」といってしまいがちである。
- (会長) やはり「嫁」という言葉が「妻」を表現する日常用語となってしまうのではないか。自分の息子の妻を「嫁」というのであれば家に縛られているといえるが、自分の妻を「嫁」と表現しているのであればこれはまた別である。
- (委員) ここまで考えると作成が大変難しいものである。
- (会長) しかし、逆にいうと自分の夫のことを「婿」と表現する人はあまりいないのではないか。  
その中で、看護師、保育士といった表現は定着してきている。
- (委員) 師と士はよく間違えられる。医療関係の資格については「師」であるが、福祉関係はまだ「士」のままである。

(会長) 介護福祉士はどうか。

(委員) まだ「士」のままである。

(会長) では、イラストが入った最終稿を送っていただきたい。

イラストが入っていないと微妙なニュアンスが後で気になる場合もあるので、そうしていただきたい。年度内に各委員に資料を送るということでそれぞれ確認をしていただきたい。

(委員) 8頁の違和感をうけませんかという部分について、社会の移り変わりとともに変化してきていますという内容を入れるべきではないか。「男の活券」も「女の活券」もあっていいと思われる。

(会長) 8頁の下の言い換え例については、入れなくてもいいのではないか。あえて入れるとすれば女性市長、女流作家、女医の言い換え例ではないか。

(委員) 言い換え例が9頁に表になって入っていることから、あえてここで入れる必要もないのではないか。

(会長) 「夫子を養う」といった表現もありうる。

(委員) 「ママさん選手」を希少例としてあげるような時代ではなく、「パパさん選手」も「ママさん選手」もがんばっているという時代である。

(委員) しかし、マラソンなどについての報道では、「パパさん選手」ではなく「ママさん選手」について大きく取り上げるといったところがまだある。

(会長) 確かに、プロスポーツの中継などでは女性選手のことについて出産をした事実などをあえて取り上げるものも見受けられる。

(委員) 「女の幸せ」はあるが「男の幸せ」はあまり言われないうちで、最近テレビCMで「男の幸せ」といった表現が使われているものがあつた。

(会長) 何か違和感があるのを逆手にとって宣伝しているところもあるのではないか。

私としては、「未婚の父」については何ら違和感はない。

(委員) 男性市長も何ら違和感はないが。

(会長) 地方へ行けば、まだまだ男性の市長が多いので、そこでは市長といえば男性であるといったイメージがあるのではないか。

(委員) 行政の中で使用されるのであれば、このままでも問題はないように思われる。

(委員) この表現を入れ、「いまだに、男性、女性が頭についた言葉に違和感を覚えませんか」といった文言をいれてはどうか。

(委員) ことさらに女性、男性といわなくてもいい所で言っていることが問題なのではないか。

(委員) 「ことさらに男女を区別する表現」を表にすることについては、更に工夫が必要である。

(委員) 女性同士、男性同士のカップルをイラストとして掲載している表現ハンドブックもある。いろいろな家族の中に入れてもよいのではないか。

(委員) イラストの数はこれくらいか。

(事務局) そうである。

(委員) 7頁のボランティア活動のイラストについて、どちらが活動に加わっているのかが分かりにくい。

(委員) 4頁の親子の会話のイラストの内容も古いのではないか。

(会長) 父親が家庭の中で決定権を持っていることと、女の子の進路を女性であるがゆえに決め付けているという2つの内容も含んでいるものである。

- (委員) このイラストでは、悪い例をあげているのであるが、良い例も併せて入れるべきではないか。
- (会長) 案についてはワーキンググループでもう一度検討するということですね。
- (事務局) そうです。
- (会長) ここでの意見を取り入れて最終案の検討を行ってください。  
その他にご意見はありますか。
- (委員) 今回ここで出た意見について、例えば女性団体懇話会を開くのかどうか等、事務局として何ができるかここで聞かせていただきたい。
- (事務局) 次年度は、新しい男女共同参画プランの策定に入るため、市民意識調査などを予定している。  
女性団体懇話会の方々に集まっていただき、ご意見を聞く機会を持ちたいと考えている。またその際には、市民協働センターのご説明もさせていただきたく考えている。

次年度の第1回会議は、7月に開催を予定

以上